

代表的な詐欺の手口です。手口は多様化しています。知っておくだけでもだまされにくく、また周囲の人の被害を食い止めるきっかけにもなります。

オレオレ詐欺

① 息子・孫など親族を装う手口

事前に「携帯電話の番号が変わった」と電話をかけ、後日、仕事上や男女関係などのトラブルを装い、「金が必要になった」と連絡し現金を振り込ませたり、「代わりの者にお金を渡して」などと伝え、受け取り場所を指定して現金をだまし取る手口です。

② 警察官や金融機関の職員などを装う手口

「あなたの口座が犯罪に使われている」などと電話をかけ、現金やキャッシュカードをだまし取る手口です。警察官や金融機関職員が、現金やキャッシュカードを預かることはありません。また、口座の暗証番号を聞いてきたら詐欺です。

架空請求詐欺

「利用料金が未納になっている」などの名目で、メールやハガキを送りつけてきます。実在の事業者名をかたり本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載し不安をあおったりします。慌てて連絡してしまうことで個人情報知られ、その情報を元に金銭を要求されます。一度支払ってしまうと「他にも未払いがある」などさらなる支払いを要求されます。身に覚えのない請求を受けたら、相手先に決して連絡せず相談しましょう。

ワンクリック詐欺

無料と思いついパソコンなどで動画サイトを見ようとしたところ、一度クリックしただけで「登録完了」などと表示され、利用者の意思に反して会員登録されることがあります。一方的に契約成立を宣言され、不当に高額な料金を請求する手口です。

金融商品取引などの詐欺

電話などで必ずもうかることを強調して投資や出資を勧誘し、現金をだまし取る手口。突然の電話や郵便による未公開株、社債、外国通貨、投資ファンドなどの勧誘には要注意です。「あなたただけ」必ずもうかる」は詐欺です。

コンビニ払いを悪用した手口

コンビニに行くよう指示し、プリペイドカードを購入させ番号を教えさせたり、端末から出てくる支払用紙を持ってレジで支払わせたりする手口。身近で便利なコンビニ払いが悪用されています。大手通販会社の名前でショートメールが届き、サイト料金を請求する詐欺などでよく使われます。心当たりのない請求をコンビニで支払えといわれたら詐欺を疑いましょう。また、未納料金を請求されても心当たりがなければ、相手に連絡してはいけません。

被害に遭わないための対策

特殊詐欺の被害に遭ってしまった人のほとんどが自分は大まされないと思っていた、電話の声を聞けば、本物の家族や身内の声なら聞き分けられると思っていたと回答しています。しかし、電話を受けた場合、相手から〇〇ですと名乗られれば、別人と疑うことはなく、多少声が違ってても、気付くことは難しいようです。また、注意や指導を受けてもどこか他人事として聞くだけで、自分が被害者になるかもしれないという危機感を持っていない人はほとんどいません。被害を防ぐためには、家族や地域ぐるみで対策をとっていくことが必要です。自身や周囲の人が被害者にならないため、どんな対策をとっていくかぜひ話し合ってください。

対策① 合言葉を決める

ペットの名前、親の旧姓など、家族にしか分からない合言葉を決めておき、電話で話をする時は、最初に合言葉を確認しましょう。

対策② 留守番電話

在宅中でも留守番電話に設定しましょう。留守番電話は、悪いことではありません。「居留守を使うみたいで気が引ける」「泥棒に狙われるかもしれない」といった心配は要りません。

対策③ すぐに相談

お金が絡む電話やメールは、その場で判断せず、家族や警察などに相談してください。
 岡山警振り込め詐欺被害防止ホットライン(24時間受付)
 ☎027・2244・5454

本市ではこんな取り組みをしています

① 防犯講座

自治会や老人クラブ、サークル活動などに防犯アドバイザーが出向き、特殊詐欺や空き巣の被害に遭わないための講座を実施しています。



② まちの安全ひろメール

事前に登録した人に、防犯・防災などの情報をまちの安全ひろメールで配信しています。登録にはパソコンや携帯電話などでは、touroku.maebashi-city@raiden.ktaiwork.jp か左記二次元コードから空メールを送信。仮登録受付完了メールが届いたら、画面に従って本登録をしてください。



詐欺被害防止電話機の購入を補助

☎消費生活センター ☎027-230-1755

高齢者の消費者トラブルは電話勧誘から始まるものが多いと言われています。被害の未然防止を目的に、詐欺被害などを防ぐ機能がついた電話機の購入に補助を実施します。

対象=本市に住民登録がある市内在住者で、世帯全員が65歳以上の人

対象機種=次の2つの条件を満たす新品の電話機。

① 電話の着信時に電話相手に警告メッセージを発する機能がある ② 通話内容を自動録音する機能がある

補助額=購入費の半額(上限5,000円、100円未満切り捨て)

申し込み=購入前に同センターに電話して仮申請。申請書が郵送で届いたら電話機を購入し、必要書類を同センターへ持参

ストップ! 還付金詐欺 市役所はATMを案内しません

市役所職員を名乗る者から「医療費の還付金があります」などとうとう電話が、市内に多数かかってきています。医療費などの手続きで、携帯電話を持ってATMへ、という言葉が相手から出てきたら間違いなく詐欺電話です。このような電話がかかってきたらまずは家族や警察に相談し、被害に遭わないよう十分注意を。高齢者や一人暮らしの家族がいる場合は、周囲の人も注意してください。

☎国民健康保険課
027・898・6246



国民健康保険課 古田島 杏

国民健康保険課 深澤 和史